

文化行政による民間所在史料の保存の支援

寺澤 正直*

The Support for Preservation of Privately Owned Archives by Cultural Administration.

Masanao TERASAWA

抄録

本研究では、1990年以降に出版された文献の考証により、文化行政による民間所在史料保存の支援に関する課題を明らかにすることを目的とした。文化行政が行う支援を、民間所在史料の(a)発見、(b)所在確認、(c)所蔵者への助言、(d)受入、(e)整理、(f)利用者への備え、の6段階の工程に分け、各工程の具体的な作業や、その作業に関する問題点を指摘している記述を抽出し、それらの記述の比較分析を行った。その結果、①所蔵者の協力が前提である場合、文化行政が支援できない民間所在史料が存在する、②民間所在史料特有の史料危機が存在し、所蔵者によって引き起こされる史料危機もある、③文化行政における民間所在史料保存の意義が不明確であり、そのことが期待される支援の弊害となっている、④民間所在史料に関する新たな動向は文化行政における位置づけが曖昧であり、未検討の課題が多く存在する、という4つの課題が明らかになった。

Abstract

The purpose of this paper is to show problems of support for privately owned archives by cultural administration. The method of this paper is literature analysis. Literatures describing the relation between cultural administration and privately owned archives published after 1990 were analyzed by comparison. The support process by cultural administration is divided into six stages: (a) discovery, (b) confirmation of whereabouts, (c) advice to an owner, (d) accepting, (e) arrangement, (f) provide for user. The description of the problem concerning concrete work and the work done in each stage is extracted. Literature analysis revealed four problems: ①in cases where it's a given fact that an owner cooperates, there is privately owned archive that cannot be supported by cultural administration, ② a privately owned archives has a peculiar crisis and there is crisis caused by an owner, too, ③the meaning of preservation of privately owned archives by cultural administration is not clearly defined, which interfere with the expected support, ④the relation of new trends concerning privately owned archives to the cultural administration is not clearly defined and they have a lot of problems not examined.

* 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科博士後期課程
Doctor's Program
Graduate School of Library, Information and Media Studies,
University of Tsukuba

1. はじめに

本研究では、1990年以降の民間所在史料保存に関する文献の記述を比較考察することにより、文化行政による民間所在史料保存の支援に関する課題を明らかにする。

本研究で取り扱う史料（歴史資料）とは近世以前に作成された記録文書のことであり、史料は図書館、博物館、文書館などの多様な機関（以後、文化行政機関）で取り扱われる。史料の中には文化行政機関以外に、民間団体や個人で保存管理される史料（以後、民間所在史料）がある。

大友は、戦前から公文書館法成立（1987年12月）に至る史料保存運動と地方史研究の動向を通じて、日本における民間所在史料の保存が個人及び民間団体の活動を中心として行われてきた経緯を調査している（p.22-23）¹⁾。そして、戦後の自治体史編纂事業が史料保存においても極めて重要な役割を担っていたこと、それらもまた個人及び民間団体の活動に支えられていたことを指摘している（p.28-29）¹⁾。自治体史編纂事業を経緯として設立された文書館もいくつかある²⁾。

1990年以降から、個人及び民間団体の活動や自治体史編纂事業とは異なる経緯によって、文化行政機関とそれらを所管する行政部署（以後、文化行政）が民間所在史料の保存に対して、主体的に取り組む動きが見られる。その背景には、アーカイブズに関する研究の蓄積、自然災害を意識した史料保存の必要性、インターネットの普及による情報環境の整備の必要性、などが考えられる。森本は民間所在史料の保存を“無条件にアーカイブズ概念・アーカイブズ管理対象に取り組むことへの違和感”（p.19）³⁾とし、“現在の行政制度の中で古文書の価値を最もよく引き出せるような新たな保存・活用体制や理念を、改めて考えることが必要ではないか”（p.25）³⁾と述べ、その検討範囲は行政制度にまで及ぶと指摘している³⁾。文化行政が主体的に取り組む新たな動向もまた、この違和感を抱えていることが考えられる。しかし、1990年以降から現在に至る文化行政と民間所在史料の保存の動向について体系的に分析した研究は見あたらない。

本研究では、①文献調査を調査方法とする、②1990年以降に刊行された、都道府県レベルの文化行政の動向に関する文献を調査対象とする、③文化行政による支援を体系的に調査する、の3つを分析の視点とした。①文献調査という方法を用いるのは、民間所在史料の保存の動

向を把握するためである。②調査対象で都道府県レベルの文化行政を対象とした理由は、地域における史料保存において都道府県レベルの指針が必要であることが指摘されているためである（p.50-51）⁴⁾。地域における史料保存が、国レベルではなく都道府県レベルの判断が必要となった経緯としては、1964年の「日本史資料センター構想」とその構想に対する反対運動の時期を境に、史料の現地保存の原則が確立され、各地域に史料保存を行う文化行政機関が設置された歴史的背景による⁵⁾。③体系的な調査を目指すのは、関連文献の多くが文化行政の活動の一部分のみを取り上げているので、これらを統合して体系化することにより文化行政の支援の全体像をより明確にするためである。

以上の分析の視点によって調査を行うことで、次のような意義が考えられる。一つは、体系的な調査がまだ十分に行われていない1990年以降の支援の現状と研究動向が明らかになる。さらに、今後行うであろう民間所在史料の保存に関する支援の実態調査の足がかりにもなる。このことは森本の行政制度の再検討やアーカイブズにおける民間所在史料の位置づけの検討³⁾のためにも、有益であると考えられる。

2. 研究方法

本研究の方法は文献調査である。検討対象となる民間所在史料の保存に関する文献の収集は、CiNii（NII論文情報ナビゲータ）と国立国会図書館NDL-OPAC（雑誌記事索引検索）を用いて⁶⁾、検索キーワードが「民間所在史料（資料）」「古文書」「民間史料（資料）」「個人所蔵文書」「個人蔵史料（資料）」「地域史料（資料）」のいずれか、出版年が1990年以降、出版者が都道府県レベルの文化行政機関もしくは学術学会、に該当する文献の内、史料保存を主題として捉えている文献を対象とした。

また関連文献の収集にあたり『アーカイブズの科学』⁷⁾（2003）と『文書館学文献目録』⁸⁾（1995）を参考にした。『アーカイブズの科学』は1996年から2000年にかけて行われた特定研究を直接の土台として、日本におけるアーカイブズ学の現状がまとめられている（p.425）⁷⁾。特に『文書館学文献目録』以降の研究成果がほぼ網羅的に掲載されている。『文書館学文献目録』は1995年までの文書館学に関する文献を集成している。上記の2つの書籍は民間所在史料に関する文献に限定していないため体系的とは言えないが、2000年以前の関連文献はほぼ網羅されていると考えられる。

検索キーワードの検討にあたり、民間所在史料に関する研究・調査は、アーカイブズ学、歴史学、図書館情報学などの複合領域で行われていることを考慮に入れた。多くの民間所在史料は、寺社、公家、大名、庄屋などの子孫が先祖伝来により、現在もなお民間で保存される史料である。特に近世の名主や明治期の戸長（現在の市町村長）が携った文書なども個人所蔵の史料として存在している⁹⁾。「民間所在史料」は「民間所在資料」「古文書」「地方文書」「民間資料」「個人所蔵文書」「個人蔵史料」「地域史料」などの同義・類義の用語が文献から複数確認できる。この「民間所在史料」の用語不統一の問題に対して、新井は公文書館法で民間所在史料の位置づけが不明確であることの影響と指摘している¹⁰⁾。

本研究で対象とした近世以前に作成された記録文書は通称「古文書」として表現される。しかし、「古文書」の定義は学問分野によって異なるので、ここで整理しておく。『図書館情報学用語辞典』における古文書の定義は以下の通りである。

ヨーロッパでは中世以前に、日本では江戸時代以前に書き記された公文書、私文書。過去の時代を考証する重要資料となる。¹¹⁾

『文書館用語集』における「古文書」の定義は以下の通りである。

厳密な意味では、発信者から受信者へ用件など何らかの内容を伝達した文書のうちで、現用以外のものをいう。また広義には典籍類までを含めた古い書類全般を指すこともある。¹²⁾

また『古文書学入門』（古文書学は歴史学の分野の一つとみなされている）における「古文書」の定義は以下の通りである。

古文書とは「特定の対象に伝達する意思をもってするところの意思表示の所産」すなわち意思表示手段である。¹³⁾

以上の学問領域ごとに民間所在史料を表現する用語が異なること踏まえ、検索キーワードを選定した。なお、本研究では、図書館情報学、アーカイブズ学（文書館学）、古文書学のいずれにも共通する定義を採用するため、近世以前に作成された記録文書という条件を設定している。また、記録文書を「史料」とし、それ以外の文

献資料はできる限り「資料」として記述することを心がけている。しかし引用文献内で使われる「史料」と「資料」については引用文献内の使用方法に準じる。

表1は調査対象とした文献の一覧である。対象の文献には(A)所在状況調査の業務報告、(B)災害対策に関する活動報告、(C)問題提起的な研究報告、(D)文化行政機関の全国調査報告、の4つの傾向が見られる。

表1「(A)所在状況調査の業務報告」は、主に文書館発行の紀要に掲載されている¹⁴⁻²⁷⁾。これまで史料の所在調査は自治体史編纂の一環で行われていた。しかし、所在状況調査は明らかに上記とは異なり、地域における史料の現存状態を確認する目的で行われている。

表1「(B)災害対策に関する活動報告」は、1995年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、その後自然災害ごとに発足されるようになった史料ネットワーク（以下、史料ネット）の活動報告である²⁸⁻⁴⁷⁾。史料ネットとは被災地の史料保存を目的としたボランティア組織である。史料ネットの活動は郷土史研究者や歴史研究者によって発足される事例が多い。そのための災害対策に関する活動報告は、主に歴史研究を扱う学術雑誌に掲載される。これらの活動報告は、民間所在史料の自然災害対策に関する問題点を指摘している。

表1「(C)問題提起的な研究報告」は、業務経験や文献調査を元に現状を整理した上で問題提起をする報告である^{10) 48-62)}。アーカイブズ学で用いられる現地保存の原則に照らして問題点を指摘する研究報告が多くみられる。

表1「(D)文化行政機関の全国調査報告」は、文化行政機関を対象として全国的に行われた調査報告である⁶³⁻⁶⁷⁾。各文化行政におけるコレクション構成、管理体制、業務の連携、史料の所在調査の実施状況などをもとに、日本国内の現状を確認することを目的とした調査報告が多くみられる。

文化行政の支援を体系的に把握することをねらいとし、文化行政機関の業務工程を参考とした。文化行政機関内で管理される史料が利用されるまでには、史料の受け入れ、目録作業、請求記号の付与、装備、配架、という工程がある⁶⁸⁾。しかし、民間所在史料の場合には、前述の工程以前に、まず史料の発見と所在確認が必要である。次に、より長く所蔵者によって保存されることを目的とした所蔵者への助言や、所蔵者が管理できなくなった場合の史料の受入も考慮する必要がある。そして、史料の整理、利用者への備えが必要となる。本研究では民間所在史料の発見から利用者への備えまでを文化行政による民間所在史料保存の支援と考え、民間所在史料の保

表1 文献調査の調査対象文献

	文献タイトル (刊行年)
(A) 所在状況調査の業務報告	秋田県公文書館における地域資料の調査と収集 (2000) ¹⁴⁾ 霞ヶ浦沿岸共同史料調査概要 (2001-2008) ¹⁵⁻²²⁾ 民間所在資料保存状況調査の中間報告 (2003) ²³⁾ 大分県記録史料調査Ⅱ期事業の葛藤 (2004) ²⁴⁾ 大分県記録資料調査事業 (2006) ²⁵⁾ 民間所在資料保存状況調査結果報告 (2007) ²⁶⁾ 地域の過疎化と資料保存：大分県の事例 (2009) ²⁷⁾
(B) 災害対策に関する活動報告	災害に備える史料保存-史料の防災と救済 (1996) ²⁸⁾ 被災史料の救出と戦後史料保存運動の再検討 (1996) ²⁹⁾ 被災地の歴史意識と震災体験 (1996) ³⁰⁾ 被災史料救出活動の成立・展開とその条件 (1997) ³¹⁾ 時評 鳥取県西部地震と山陰史料ネットの活動 (2001) ³²⁾ 愛媛資料ネットの活動と今後の課題 (2003) ³³⁾ 山陰史料ネットの活動について (2003) ³⁴⁾ 被災史料救出活動の新展開 (2003) ³⁵⁾ 地域資料の保存と現代歴史学の課題 (2004) ³⁶⁾ 愛媛資料ネットの活動 (2005) ³⁷⁾ 大規模自然災害と地域歴史遺産保全 (2005) ³⁸⁾ 新潟歴史資料救済ネットワークの活動 (2005) ³⁹⁾ 阪神・淡路大震災の教訓は生かされたのか (2005) ⁴⁰⁾ 福井史料ネットワークの設立と活動 (2005) ⁴¹⁾ 災害から歴史資料を守るために：宮城資料ネットの活動をとおして (2005) ⁴²⁾ 地域資料保存・活用ネットワークの構築のための第一歩 (2006) ⁴³⁾ 地域資料の保存と活用を考える (2006) ⁴⁴⁾ 新潟県中越地震から一年：史料保存の取り組みに接して (2006) ⁴⁵⁾ 動向 史料保存問題 「二度目の震災」から一年 (2009) ⁴⁶⁾ 災害と歴史資料保全、歴史資料の保存と地方史研究 (2009) ⁴⁷⁾
(C) 問題提起的な研究報告	史料保存環境論ノート (1992) ⁴⁸⁾ 史料所在調査の意義と構造：二次的史料所在調査について (1993) ⁴⁹⁾ 史料保存をめぐる現状と課題 (1995) ⁵⁰⁾ 大分県立先哲史料館における史料保存の現状と課題 (1996) ⁴⁾ 地域社会と文書館：「古文書」の保存と活用をめぐる (1999) ⁵⁰⁾ 地域における史料保存の軌跡と課題：大分県を中心として (1999) ⁵¹⁾ 文書館における民間所在資料(古文書)の取り扱いをめぐる (2002) ¹⁰⁾ 記録史料調査事業の成果と課題、史料館研究 (2002) ⁵³⁾ 長野県における史料所在調査の成果と課題 (2003) ⁵⁴⁾ 「シンポジウム 地域資料の保存と活用を考える」の記録 (2004) ⁵⁵⁾ 災害「後」の資料保全から災害「前」の防災対策へ (2005) ⁵⁶⁾ 「公文書館」施設と、「古文書」「民間所在資料」のより良い保存・公開に関する一考察、(2006) ⁵⁷⁾ 日本のアーカイブをめぐる現状と地域資料保存の課題 (2006) ⁵⁸⁾ 地域アーカイブズの役割を考える (2008) ⁵⁹⁾ 地域資料の活用拡大のための課題について：“草の根文書館”論再論 (2007) ⁶⁰⁾ 平成の市町村合併と資料保存：熊本県天草市の事例 (2009) ⁶¹⁾
(D) 文化行政機関の全国調査報告	アンケートに見る地域史料調査事業の全国的趨勢と問題点 (2001) ⁶²⁾ 歴史史料情報の共同集約と共有化に向けてのシステム構築に関する研究 (2002) ⁶³⁾ アーカイブズ情報の集約と公開に関する研究、(2006) ⁶⁴⁾ 現場レベルで考える MLA 連携の課題 (2008) ⁶⁵⁾ 地域資料に関する調査研究 (2008) ⁶⁶⁾

存を以下の6段階の工程に分けた⁷¹⁾。

- ①民間所在史料の発見
- ②民間所在史料の所在確認
- ③民間所在史料の所蔵者への助言
- ④民間所在史料の受入
- ⑤民間所在史料の整理
- ⑥民間所在史料の利用者への備え

3. 調査結果

民間所在史料保存の支援に関わる具体的な作業や、その作業に関する問題点を指摘している記述を抽出した。以下、6段階の工程ごとに結果を示す。

3.1 民間所在史料の発見

3.1.1 地域史料調査

地域史料調査は段階的な整理の初期調査に位置づけられる(段階的な整理については「3.5 民間所在史料の整理」で述べる)。児玉は、地域史料調査は調査の主体によって調査目的が異なると述べている。以下はその具体例である(p.8)⁷¹⁾。

目的①：市町村が未確認史料の発見を目的として行う史料調査

目的②：歴史研究者が特定研究を目的として限られた史料を対象に行う史料調査

目的③：大学などの研究機関が実習の目的で行う史料調査

目的①の調査は史料の所在が判明されていない場合に行われる。目的②と目的③の調査は、調査を行う個人や組織によって史料の所在が判明されている場合に行われることが多い。

高橋は、地域史料調査を効率的に行うために、以下の事前調査を挙げている⁷²⁾。

調査①：地域の概要の把握：郷土誌、市町村史、研究論考、市町村要覧等の文献調査

調査②：史料所蔵者の探索：具体的には県議会史や歴代市長名簿、戸長名簿、各種地名辞典、庶民史料展示会目録などの文献調査と、郷土史家や村役人家などへの訪問と聞き取り調査

調査③：市町村分合表の作成：市町村合併による集落名の変遷の確認

調査④：現在までに行われた市町村別の史料悉皆調査の確認

事前調査終了後、現地にて地域史料調査を行う。高橋

は、現地における具体的な調査として、以下の調査を挙げている⁷³⁾。

調査⑤：調査対象地域の景観や所在の確認

調査⑥：史料の搬出、取り出しを含む現場調査

調査⑦：史料群ごとに形状やおおまかな内容を記録する概要調査

以上の調査①～⑦が地域史料調査の流れである(調査⑦の概要調査については「3.5 民間所在史料の整理」で述べる)。

平井は、地域史料調査事業の全国的趨勢に関する質問紙調査を行っている。調査時期は2001年、調査対象は全国の史料保存利用類縁機関である。平井は調査結果を分析し、以下のような課題を指摘している(p.44)⁶²⁾。

課題①：各自治体において地域史料を主管する部署が明確化されていない

課題②：地域史料の所在等の体系的調査事業は一部の県でしか行われておらず、文書館・公文書館全体においても実施している館はむしろ少数である

課題③：公文書館の行政文書への特化は、自治体内で行政文書以外の記録史料を管轄するセクションが消滅する、あるいは立ち上がらないというおそれをもつ

課題④：都道府県の文化財保護担当課が古文書等の保護事業を担当業務と認識しない方向に向かっている

課題⑤：個人所蔵史料の保存事業を公的機関が行うことに対して、法的不備を指摘する意見が多く見られる

課題⑥：収集対象とならない地域資料関連事業・業務を、相互に他組織の業務と位置づけ回避しようとする傾向が、歴史資料保存利用類縁機関全般に見られる

3.1.2 自然災害被災後の史料巡回調査

伊藤は自然災害による史料の被害は2段階あることを述べている²⁸⁾。1次被害は水損、焼損、破損から受ける直接被害、2次被害は史料の汚損、変色、固着、カビなどによる被害である。1995年の阪神・淡路大震災を契機として、自然災害ごとに史料ネットと称する被災史料の救命、保全を目的とした組織が設立されるようになった。史料ネットの構成員には文化行政機関に所属する職員も少なくない(p.4)³⁸⁾。表2は文献より確認した史料ネットの設立年と立ち上げの原因となった災害名の一覧である²⁹⁻⁴⁷⁾。

表2 史料ネットと災害の年表

設立年	設立契機となった災害	史料ネット名
1995	阪神・淡路大震災	歴史資料ネットワーク ²⁹⁻³¹⁾³⁵⁻³⁶⁾³⁸⁾⁴⁰⁾⁴³⁾
2000	鳥取県西部地震	山陰史料ネット, (旧)鳥取県西部地震(山陰中部地震)被災史料救出ネットワーク ³²⁾³⁴⁾
2001	芸予地震	芸予地震被災資料救出ネットワーク愛媛 ³³⁾³⁷⁾
2003	宮城県北部連続地震	宮城歴史資料保全ネットワーク ⁴²⁾⁴⁶⁾
2004	福井豪雨災害	福井史料ネットワーク ⁴¹⁾
2004	新潟県中越地震	新潟歴史資料救済ネットワーク ³⁸⁾⁴⁵⁾

小川千代子の「日本のアーカイブをめぐる現状と地域資料保存の課題：関西の取り組みに期待すること」の表2「阪神淡路以後の災害と対応組織」(p.39)³⁸⁾と、松下正和の「災害と歴史資料保全」の“参考資料：各地の史料ネット一覧”(p.86-89)⁴⁷⁾を基に、調査対象より確認できた活動を示した。

大国は歴史資料ネットワークの活動の再検討により、史料ネットの活動を、緊急救出と基本理念の確立(第1段階)、巡回調査開始と連携強化(第2段階)、緊急整理と市民講座の実施(第3段階)、の3つの段階に区分し、各活動におけるそれぞれの意義の違いについて述べている(p.1-4)²⁹⁾。史料の巡回調査はその第2段階の活動にあたる。また、第1段階の緊急救出はしばしば資料レスキューと呼ばれる。

奥村によると、史料の巡回調査は、2次被害の拡大を最小限にすることを意図し、被災後の1次被害の状況把握を目的としていた(p.10)³⁸⁾。調査方法は直接訪問による聞き取り調査である(p.10)³⁸⁾。寺田、寺内、奥村、平井、澤ら、が指摘する史料の巡回調査の効用をまとめると次のようになる³⁰⁾³⁷⁻³⁸⁾⁴⁰⁻⁴¹⁾。

- 効用①：未確認史料の発見(p.41)⁴⁰⁾
- 効用②：被災以前から史料が消失、もしくは散逸していた事実の把握(p.49-50)⁴¹⁾
- 効用③：所蔵者による史料の処分理由に関する調査の実施(p.12-14)³⁰⁾
- 効用④：最新の史料の所在目録の作成(p.41)⁴⁰⁾
- 効用⑤：一般市民への史料及び史料保存の啓蒙活動(p.41)⁴⁰⁾
- 効用⑥：「市民の考える史料」に対する研究者の意識の明確化(p.16)³⁷⁾

寺田が調査(効用③)によって明らかにした、史料を処分した理由は以下の通りである(p.12-14)³⁰⁾

- 理由①：家屋とともに撤去せざるをえなかった。取り出せなかった
- 理由②：骨董商等が買いに来た
- 理由③：受け皿がなかった(文化行政機関に申し入れをしたが断られた)
- 理由④：地震後の精神構造による(モノへの執着の

欠如、モノの大量廃棄行動)

理由⑤：不要と判断した(1-4以外の理由による)

寺田は以上の結果から、①その史料がどう役立つのかわからない、②その史料が所蔵者にとって必要ではない、の2種類の判断理由を導きだし、“いずれも歴史が自分と関係ないところにあると認識された場合に、史料が処分された”と結論づけている(p.15-16)³⁰⁾。佐賀は寺田の報告を受けて、史料保存意識の低い所蔵者だけではないことを、①やむをえず処分を迫られた事例、②所蔵者自身の手で瓦礫から史料を救出した事例、③史料の巡回調査に対して理解を示した所蔵者の事例、等を根拠に指摘している(p.8-9)³¹⁾。

史料の巡回調査は、歴史資料ネットワークの時点では手探りの状態であった。しかし、平川は宮城歴史資料保全ネットワークの活動において、史料の巡回調査のためのマニュアルが整備されていたことを述べている(p.82-84)⁴²⁾。以下はその概要である。

- 手順①：調査対象リストの作成
- 手順②：各市町村教育委員会への依頼(調査リストの点検、住宅地区へのマーキング)
- 手順③：調査日程の確認
- 手順④：ボランティア(募集、保険への加入)
- 手順⑤：調査(役場や公民館に集合、地元関係者による案内、調査先での状況確認)
- 手順⑥：調査後(調査カードの清書と写真データの転写、データベースの作成)

芝村は史料ネットの活動から、“暗黙の内に地域資料の保存・活用は行政の資料保存施設を設立し充実させることで実現すると考えていたふしがあります”(p.8)³⁶⁾と述べ、“社会の中で自立的に資料の保存・活用を進めようとする動きを進展させ、行政を含めた資料の保存・活用のネットワークを形成する必要が有る”(p.8)³⁶⁾と

指摘している。加藤は、地域資料保存・利用において問題なのは、公私の連携や公的機関の問題であると指摘している。具体的には公的機関の参加もまた有志であり、機関全体で連携に動いているとは言えないとの指摘である (p.51)⁴⁴⁾。佐賀は地域資料保存・活用ネットワークの構築のポイントとして、公私の資料保存機関、自治体史編纂機関、歴史学会、大学、市民を広く包括したネットワーク型組織の検討、特に民間（歴史研究会、歴史サークル、愛好家達）と大学の参加の重要性を指摘している。また、情報交流の手段としてのウェブ・サイトの活用も挙げている (p.29-30)⁴³⁾。

3.2 民間所在史料の所在確認

本節は、「3.1.1 地域史料調査」の新規史料の発見を目的とした調査とは異なり、既に発見された史料の保存状況の確認を目的とした所在調査である。

3.2.1 史料の状況確認を目的とした所在調査

都道府県レベルで行われた史料の所在調査のうち、全体的な調査が終了し、一定の数値が確認できる事例を表3にまとめた。調査時期とは調査を終えた時期のことであり、調査主体とは調査の中心的役割を担った文化行政機関のことである。

長野県の『長野県における史料所在調査の成果と課題』⁵⁴⁾は、「3.1.1 地域史料調査」に該当するため、表3から除外した。秋田県¹⁴⁾、茨城県¹⁵⁻²²⁾、新潟県⁷⁴⁾は、全体的な調査を終えた記載が見られないため、表3から除外した。和歌山県立文書館の「17%/約30年」とは前回の史料所在調査から30年の期間に、散逸、消失が確認できている民間所在史料が17%であることを意味している。表3より、時代の経過とともにどの地域でも史料は失われていることがわかる。

大分県⁵³⁾、埼玉県¹⁰⁾、和歌山県^{23) 26)}の調査報告より得られた調査背景は以下の通りである。

- 背景①：前回の所在調査から既に数十年経過した地域があるため
- 背景②：自治体史編纂以降に確認された史料情報や新史料を追加するため

背景③：自然災害被災後の史料調査のための基礎的な史料所在情報を取得するため

背景④：平成の大合併で予測される史料散逸を未然に防止するため

背景③は、史料ネットの教訓から、自治体はその所管内の史料の所在情報を掌握することの重要性が指摘されている^{4) 38) 40-41) 51) 56)}。具体的には、基礎的な史料の所在情報があれば災害時の史料救出が円滑に行えたであろうという教訓である (p.31)⁵⁶⁾。また、安田は“作成から長い年月が経っているものが多く、現在までの史料の移動・亡失・散逸等の恐れが指摘され、県内に所在する記録史料の実態を早急に把握する必要が生じている” (p.50) と指摘している⁴⁾。重田は史料の所在情報に求める要素として、情報の新しさを挙げている (p.71)⁵¹⁾。

背景④は、大友の“新庁舎の建設などを機に、永久保存のものまで不用と認識され、一括処分されてしまった” (p.26)¹⁾ とあるように、昭和の大合併における教訓を基にしていると推測できる。さらに、大友は市町村合併が自治体史編纂事業の主な契機であること (p.26)¹⁾、具体的には、主に合併によって消滅する自治体のアイデンティティの確保を目的として自治体史編纂事業や地域調査が行われきたことを述べている。また、平田は平成の大合併に伴い、天草市では民間所在史料の寄託や寄贈の問い合わせが増えたこと (p.74)⁶¹⁾、その理由として、合併以前には該当する文化行政機関が存在しなかったことや、地域の過疎化、核家族化、少子化の影響による管理の苦慮を挙げている (p.74)⁶¹⁾。

大分県⁵³⁾、埼玉県¹⁰⁾、和歌山県^{23) 26)}の事例より得られた調査方法は次の通りである。史料の所在調査の手順は、事前調査として現時点で最新の所在調査報告を確認し、その後現地を対象とした調査を行う。後者の調査は直接訪問による聞き取り調査、もしくは質問紙調査を用いる。調査項目は以下の通りである。

- 項目①：所在不明文書の有無
- 項目②：史料の傷み、破損の有無
- 項目③：所蔵者の代替わりの有無
- 項目④：最低限の保存環境が確保されているかの有無

表3 保存状況確認を目的とした史料所在調査

時期	調査主体 (調査範囲)	所在不明史料の割合/年
1994	大分県立先哲史料館 (大分県) ^{10) 24-25) 27) 52-53)}	23% / 20年
2002	埼玉県立文書館 (埼玉県) ^{10) 51)}	13% / 約30年
2007	和歌山県立文書館 (和歌山県) ^{23) 26)}	17% / 約30年

括弧内の調査範囲とは、調査主体が調査対象とした地域の範囲である。

藤は、保存対策のための史料の所在調査であるため、調査項目は最小限とし、薄く広く集めることを念頭に作成されていると述べている (p.103)²³⁾。

大分県⁵³⁾、埼玉県¹⁰⁾、和歌山県²³⁾²⁶⁾の事例より得られた史料の所在調査の課題は次の通りである。

課題①：所在調査は、調査期間に制約があり、調査範囲や質に影響する

課題②：専門職員が少なく既に通常業務で多忙のため、作業員の労力は限界である

課題③：作業員や所蔵者の目的意識に差があり、調査に影響する

課題④：定期的な継続調査、次回の調査の目処が立たない

課題⑤：県と市町村との協調関係を常時構築するための情報共有の方法を検討する必要がある

課題⑤に関して、長谷川や国立国会図書館は、都道府県と市町村の関係だけではなく、文化行政機関間の関係について指摘している⁶⁵⁻⁶⁶⁾。

3.2.2 所在不明史料の追跡調査

民間所在史料の所在が不明になることは、所蔵者が意図せずして不明となる場合と、所蔵者が意図して所有をやめる場合の2種類に分けられる。前者は所蔵者の管理不足や盗難などによって起こる史料の消失を想定し、後者は所蔵者による処分、譲渡、売却による史料の散逸である。

新井の指摘した所在不明史料の追跡調査の協力を得られない原因は、次の通りである¹⁰⁾。

原因①：所蔵者が史料を処分や譲渡、売却したことの後ろめたさから

原因②：所蔵者の文化行政に対する不信感から

原因③：古書市場、故紙市場の業者が個人情報保護を徹底することにより

原因①は、史料保存に関して理解を示さないが、所蔵している史料の希少性や歴史資料としての価値があることを知っている所蔵者がいること (p.54)¹⁰⁾ という記述から導いたものである。原因②は、文化行政機関による所蔵者へのアフターケアの不足によって、所蔵者が文化行政に不信感を抱いている (p.41)¹⁰⁾ という記述から導いた。

平井は“最近の傾向として、史料が発生した家にはなく、全く無縁の他家に所蔵されているという事例が増えてきている”ことから、従来の旧庄屋家をターゲットとした史料の所在調査が通用しなくなることを指摘している (p.32)⁴⁰⁾。また平井らは、個人収集史料として新発

見・再発見される事例が近年増えてきていることを指摘している (p.24)⁵³⁾。このような状況に対して、“今後、調査により史料を発見していくためには、所蔵者からの連絡を如何に多くキャッチすることができるかという戦略が必要となってきている” (p.24)⁵³⁾ と指摘している。

史料の散逸が抱える課題の一つに史料群構造の崩れがある。史料群構造の崩れとは、一点一点の史料の文脈が断ち切られることである。史料群構造から、管理者におけるその史料の重要度や、史料のフォント⁶⁾ (シリーズ)などを把握することができる。古文書一枚からは以上の情報を得ることは困難である。史料群構造が崩れることによって、史料の追跡調査を困難にする。史料群構造の崩れとなる原因として挙げられている問題は以下の通りである。

原因①：一部の歴史研究者の調査手法による史料一点単位の目録作成⁷²⁾

原因②：盗難、災害など¹⁰⁾

原因③：古美術品、古書市場で、史料が単体化 (ばら売り) されること⁵⁵⁾

しかし、原因③について、新井は“市場に流出した結果として当該自治体が関係文書を購入出来たという皮肉な一面もあり”と述べ、古書市場は史料を一時的に保存し、史料収集の機会を与え、史料消失防止の防波堤のような役割を担う場合があることを指摘している。

3.3 民間所在史料の所蔵者への助言

3.3.1 所蔵者への史料の維持保存に係る助言

高橋は文化行政機関内の所蔵庫の保存環境に関して、以下の課題を指摘している⁴⁸⁾。

課題①：立地や光、温度、湿度、施設の構造等、保存環境条件に関する課題

課題②：書庫管理、空調、燻蒸、補修、防災等の保存環境の管理に関する課題

課題③：閲覧環境や地域保存活動など、人的、社会的保存環境に関する課題

また、文化行政機関が民間所在史料の保存環境も検討する必要があることも指摘している (p.59)⁴⁸⁾。高橋の指摘を受ける形で、山田は個人蔵史料の保存対策について述べている (p.13-15)⁵⁰⁾。山田は史料を原型のまま残すことを目的とした「維持保存」を基本的理念とし、そのために以下のような所蔵者が行うべき具体的な作業の内容をまとめている。

作業①：保存環境条件の設定、収蔵施設の管理

作業②：防虫剤の定期的な交換と曝書

作業③：防護措置である中性紙封筒使用

作業④：史料の取り扱いと利用者履歴を記載するためのノートの作成

山田は以上の作業をまとめるにあたり、民間の保存環境下における史料保存の実現可能性を高めることを期待して、所蔵者の史料保存の負担をできる限り軽減することを心がけている。そのため、上記の作業①～④は、個人の所蔵者でも無理なく行える最低限の作業であり、使用する備品も所蔵者が購入できる範囲の備品である。さらに、所蔵者が対応できない問題が起きた場合、山田は近隣の文化行政機関への相談を促している（p.15）⁵⁰⁾。

文化行政の相談窓口の機能について、重田は“自治体史編纂チームで発掘された古文書の現地における保存管理体制の整備”（p.71）⁵¹⁾が必要であると指摘し、その具体的な検討項目に“所蔵者に対する保存方法の相談”を挙げている⁵¹⁾。平井は史料の消失や流出の背景に“市町村や県の関係者が相談の窓口になり得ていなかった”（p.105）²⁷⁾ことを指摘している。以上のことから、文化行政の職員やアーカイブズの研究者は所蔵者に対して文化行政への相談を促しながら、実際のところ文化行政は相談窓口になり得ていない、もしくは体制が確立していないことが推測できる。

3.3.2 所蔵者の代替わりに係る助言

所蔵者の代替わりの確認は「3.2.1 史料の状況確認を目的とした所在調査」の調査項目にも含まれている。先代の所蔵者から次世代の所蔵者に史料の存在や正しい保存管理の知識が伝わらないことによって、その史料は管理不備となり、結果として史料の消失や散逸につながる。

所蔵者の代替わりが行われない理由の一つとして、新井は“古文書の解読ができないが故に関心を示さなかったこの世代主達により、古文書もまた土地から遊離～散逸するという悪循環が起こったのである”（p.42）と述べ、史料や土地に関する不勉強や関心の低下といった所蔵者の変化を指摘している（p.49）¹⁰⁾。

所蔵者の代替わりの課題として、新井は、次世代所蔵者の史料に関する正しい知識の学び方について指摘している。以下は史料価値のみ理解したが故に起きた事例報告である。

所蔵者の代替わり時に、財産相続をめぐって古文書が財産登録される場合もあり、また文書の所有権をめぐり相続時にトラブルへと発展するケースも見られる。こうした場合、これまで閲覧公開していた古文書が所蔵者の意向で公開停止となってしまうことや、最終的に寄託文書の場合には返却されて、最悪

の場合は売却されてしまうことになりかねない。（p.49）¹⁰⁾

3.4 民間所在史料の受入

民間所在史料の維持保存が困難になった所蔵者が文化行政機関に受け入れを依頼し、受け入れ許可が下りた場合に、史料は文化行政機関に移管される。史料を受け入れるためには所蔵者による依頼が必要である。

史料の受け入れを含む課題として、飯沼は各文化行政機関の関係や役割分掌が明確ではないことを指摘している（p.76）⁵²⁾。さらに飯沼は市町村レベルの文化行政機関との連携の必要性を感じているが、現状では都道府県レベル文化行政機関間の意思疎通すらも不十分であると述べている（p.76）⁵²⁾。

表4 文化行政機関で民間所在史料を受け入れることのメリットとデメリット

	メリット	デメリット
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・多数自治体で設置済 ・利用者の施設の認知 ・専門職員（司書他） ・収蔵設備・セキュリティ 	<ul style="list-style-type: none"> ・古文書の専門家がいない（専門職員）
博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職員（学芸員） ・図書館以上の対応（保存、史料研究等） ・展示環境 ・収蔵設備 ・セキュリティ 	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館法2条より、博物館は史料の展示を行う施設であり、潜在的に史料を不平等にあつかう
文書館	<ul style="list-style-type: none"> ・収蔵設備 ・セキュリティ 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置数が少ない（特に市町村レベルの施設は少ない） ・利用者認知度が低い ・職員の専門性未確立
民俗資料館	<ul style="list-style-type: none"> ・該当施設が多い ・地域での古文書保存施設として適当である（執筆者鎌田の判断） 	<ul style="list-style-type: none"> ・収蔵設備 ・セキュリティ ・展示施設のため不平等な公開 ・専門職員の不在
文化財窓口		<ul style="list-style-type: none"> ・指定された史料以外にまでは手が回らない ・収蔵設備、展示設備のスペースがない ・セキュリティ
自治体史編纂室	<ul style="list-style-type: none"> ・史料の専門家をスタッフに含む ・実質的な史料公開機関としての役割 ・所蔵者との信頼関係が厚い（他施設比較） 	<ul style="list-style-type: none"> ・編纂事業が期限付きである ・収蔵設備、閲覧空間 ・セキュリティ ・一般の認知度が低い

『「古文書館」施設と、「古文書」「民間所在資料」のより良い保存・公開に関する一考察』⁵⁷⁾を基に作成。

鎌田は“今ある施設で「古文書」を保存・公開すること”を目的として施設別に検討を行っている⁵⁷⁾。鎌田の検討を元に、各文化行政機関で民間所在史料を受け入れることのメリットとデメリットを表4にまとめた。

表4のメリットとデメリットより確認できる、鎌田が設定した文化行政機関が民間所在史料を受け入れるための検討項目は以下の通りである。

- 項目①：収蔵設備の有無
- 項目②：史料に関する知識を持つ職員の有無
- 項目③：専属職員の有無
- 項目④：セキュリティ
- 項目⑤：同様の意図で設立した施設の普及状況(施設数)
- 項目⑥：利用者に施設の存在意図が理解されているかどうか

鎌田も、どの施設が民間所在史料の受入に最適かどうかの結論は明言していない。表4よりどの文化行政機関も一長一短であることがわかる。

また、史料の受け入れに関する特徴的な記述として、重田の“市町村における博物館・資料館の充実により、近世・近代の村方文書などの受け入れは非常に少なくなり” (p.71)⁵¹⁾ の記述から、市町村レベルの文化行政機関が充実することで、都道府県レベルにおける史料の受け入れが減少することが推測できる。

3.5 民間所在史料の整理

史料の整理の目的と方法は、文化行政機関で管理される史料と民間所在史料とに大きな違いは見られない。史料の整理には、「モノとしての史料整理」と「記録情報としての史料整理」がある。安藤は史料整理の目的とその作業内容を表5のようにまとめている⁷⁾。

表5 モノ及び記録情報としての史料整理

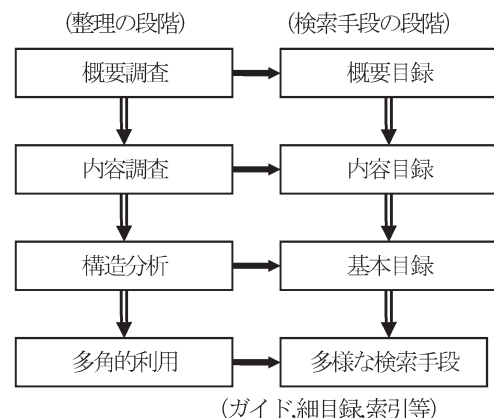
	モノとして	記録情報として
誰もが自由に	使いやすいこと、見やすいこと	わかりやすい検索手段があること
科学的に	原形が保全されていること	記録群の全体構造が正確にわかること
永続的に	劣化損傷が進まないこと	
必要な作業	物的な保存管理 ・保存環境の整備 ・物理的・化学的防護 ・他媒体への代替化 ・修復	分析的な整理管理 ・記録群構造の把握 ・記録群の再編成 ・個記録の内容把握 ・検索利用手段作成

出典：高橋実，“アーカイブズ調査論”アーカイブズ・カレッジ講義資料，2007，p.3. 図表3より転載。

民間所在史料のモノとしての整理は「3.3.1 所蔵者への史料の維持保存に係る助言」より、維持保存を行える程度の整理が求められることがわかる。清水らは、記録情報としての整理は、モノとしての史料から「記録」という手続きを経て記録情報に変換することが前提であると述べている⁷⁸⁾。つまり、史料はモノとして整理の後、記録情報の整理が行われる。青山は、記録情報としての史料整理を、史料調査の記述作業の方法論としてまとめている (p.181-184)⁷⁹⁾。安藤は、史料調査には時間や人的労力が多く必要とされるため、段階的な整理を提唱している (p.31-32)⁸⁰⁾。安藤が提唱する整理の段階とその整理によって行える検索手段の段階との関係は図1のように対応している。

最初の段階の概要調査で作成される概要目録は、民間所在史料の場合、「3.1.1 地域史料調査」の報告書等にあたる。これには、次の段階の内容調査で作成されるタイトルリストと内容詳細リストが含まれることがある。安藤は、基本目録を作成するための構造分析や多様な検索手段を行うための史料の整理には、文化行政機関の職員や歴史研究者らによる作業が必要であること、目録作成作業を所蔵者の自宅などで行う場合に所蔵者が負担を被る場合があること、を指摘している (p.113-114)⁸⁰⁾。また、長佐古は史料目録の多角的利用を実現するための課題として、原史料にあたることにより作業量が膨大となること、調査主体が散在することによりレファレンスが困難となること、データの公開に問題があること、を指摘している (p.89-90)⁴⁹⁾。

近年、文化行政機関で管理される史料を中心に、史料目録の横断検索を可能にしようとする試みが、国文学研究資料館の「史料所在情報・検索」システム⁶³⁾ や史料情報共有化データベース⁶⁴⁾、国立公文書館のデジタル



出典：安藤正人，記録史料学と現代，1998，p.112. ⁸⁰⁾

図1 史料調査における段階的整理

アーカイブ・システム⁸⁰⁾などで行われている。図1の「多様な検索手段」は所蔵史料の総合目録を含むことから、横断検索は、図1の「多様な検索手段」に位置づけられると考える。

国文学研究資料館は、横断検索の足がかりとして、全国各地で作成された文化行政機関で管理される史料の目録を収集している。収集された目録には、民間所在史料の所在情報が含まれているものもある。国文学研究資料館の「史料所在情報・検索」システムは「国際標準：記録史料記述の一般原則」ISAD (G) の第2版を採用している。尼崎市立地域研究所史料館の担当者は、このシステムに史料情報を登録する際、一部の目録がISAD (G) に準拠しておらず、史料群や史料構造が目録から読み取れない場合があったことを指摘している (p.71)⁶³⁾。具体的には、戦後間もない時期に作成された目録は構造についての記述が不足して読み取れないこと、自治体史編纂時に作成された目録はフォンドレベルで得られる項目が、旧身分・旧地名・現地名・旧支配の4項目のみであり、それ以外は読み取れないこと (p.71)⁶³⁾ を指摘している。

横断検索に対応するための目録作成の課題は次の通りである⁶⁴⁾。

課題①：国際標準に準拠した記述に対応し、機械可読に対応した目録の作成 (p.75-77)

課題②：上記に対応できるより専門的な人材の教育コスト (p.75-77)

課題③：より広範囲への史料情報公開に関するプライバシーへの配慮 (p.84-86)

課題①への対応の一つとして、日本のアーカイブズへのEAD (Encoded Archival Description) の適用に関する研究蓄積が見られる⁸¹⁻⁸⁸⁾。それらの研究課題として、日本語処理・日本のアーカイブズ特有の複数の固有名詞や読み仮名、和暦の記述処理⁸⁴⁾、「宛」に関する記述処理⁸⁷⁾、などが指摘されている。

3.6 民間所在史料の利用者への備え

民間所在史料を利用する目的は、文化行政機関で管理される史料を利用する目的と変わらない。それは史料に含まれる情報は、史料の管理者によって影響を受けないからである。具体的な史料の利用目的は次の通りである。

目的①：歴史研究史料としての利用

目的②：学校教育教材としての利用⁸⁹⁻⁹⁹⁾

目的③：地域資源としての利用¹⁰⁰⁻¹⁰⁴⁾

目的④：史料の扱い方を学ぶための教育教材としての利用⁷¹⁾

目的⑤：商品開発、話題づくりとしての利用¹⁰⁵⁾

目的⑥：歴史空間の復元研究への利用¹⁰⁶⁻¹⁰⁹⁾

目的⑦：防災研究への利用¹¹⁰⁻¹¹²⁾

目的⑧：諸外国との歴史認識確認のための証拠源として利用¹¹³⁻¹¹⁶⁾

目的①の「歴史研究史料としての利用」とは、史料を歴史学分野の研究対象とする利用方法のことである。目的②の「学校教育教材としての利用」は教育現場において、地域史料を活用することの意義や効用などに関する報告が多数ある⁸⁹⁻⁹⁹⁾。また利用目的③の「地域資源としての利用」は史料利用が政策のひとつとして取り込まれる動きもある。例えば、1999年に自治省が各都道府県知事に送った『地域文化財・歴史的遺産活用による地域おこし事業推進要綱について』(通知)¹⁰⁵⁾ などである。

山田、児玉が述べる一般利用者が民間所在史料を利用する際の特徴には、以下のものがある⁵⁰⁾、⁷¹⁾。

特徴①：史料の利用、閲覧は民間所蔵者の許諾が必要である

特徴②：史料の利用、閲覧は所蔵者に時間、閲覧場所などを強いる場合がある

特徴③：史料の利用、閲覧時の注意事項は所蔵者が設定しない限り存在しない

民間所蔵者の負担軽減策の一つとして、史料の代替化、電子化を挙げる研究者もいる。平井は迅速な保存と利用体制の確立を目的とする場合、所在調査や目録作成よりも、史料を写真撮影し複製化をはかることを優先すべきとし、その根拠を以下の様に述べている⁴⁰⁾。

根拠①：複製化した史料を利用することによって原史料への負荷を和らげる

根拠②：文化行政機関で公開することが容易となる
村上も“それまで史料保存の認識に欠けた人たちに無理な扱われ方をされていた史料の劣化損傷を抑えることができる” (p.53)²⁴⁾ として、代替化・電子化推進の根拠①と同様の意見を述べている。ただし、文化行政機関が民間所在史料の代替化や電子化を行う場合、利用時の許諾とは異なる所蔵者の許諾が必要であると考えられる。村上は研究者や所蔵者以外の一般の人たちにも広く民間所在史料の重要性の啓発を行うためにも、代替化・電子化推進の根拠② (公開が容易となること) が肝要であると述べている (p.53)²⁴⁾。さらに、村上は、これまで史料を後世に残すため、目録作成の作業よりも史料の代替化・電子化を優先させてきたが、史料の利用が保存につながるとの観点から、複製化・電子化と平行して構造分析や目録編成にも取り組むことが求められている (p.50)²⁴⁾ と述べている。

4. 考察

第3章の調査結果より、問題点を指摘している記述を整理し、表6に示した。この表6を基に、民間所在史料保存の支援に関する課題を考察する。

民間所在史料保存の支援には、所蔵者の協力が前提として必要である(表6:記述1, 11, 27, 28, 32, 42-43)。しかし、所蔵者が支援協力を望まない場合が存在する(表6:記述21-22)。その要因の一つに、支援に伴う所蔵者の負担がある(表6:記述26, 36)。民間所在史料保存の支援は、所蔵者による協力が前提であるにも拘わらず、所蔵者の協力意思を削ぐ要因となりかねない負担が存在している。以上のことから「所蔵者の協力が前提である場合、文化行政が支援できない民間所在史料が存在する」という課題が明らかにされた(以後、課題①)。

次に、史料の危機状態に着目すると、その原因は災害、盗難(表6:記述8)、譲渡、売却、それらに伴う史料群構造の崩れ(表6:記述24-25)、管理不備(表6:記述26)などの記述が見られる。災害による史料の危機状態は文化行政で管理される史料でも起こりうるが、それ以外の危機状態は民間所在史料にのみ起こりうる。その中でも史料の譲渡、売却、管理不備による史料の危機状態は、所蔵者の判断や認識に左右される(表6:記述9)。以上のことから「民間所在史料特有の史料危機が存在し、所蔵者によって引き起こされる史料危機もある」という課題が明らかにされた(以後、課題②)。

一方、文化行政に着目すると、史料の所在情報の掌握(表6:記述12-14)、維持保存の相談窓口(表6:記述30)、史料の学び方(表6:記述31)、史料の受け入れ(表6:記述32, 33)などの支援が期待されている。そのために史料保存管理体制の整備(表6:記述29)や文化行政機関間の連携の検討(表6:記述19)が指摘されている。これらの指摘に対する課題として、各機関とその職員に関する限界(表6:記述15-17, 35, 40)、文化行政機関間の連携の不十分さ(表6:記述18, 34)、文化行政機関の役割の不明瞭さ(表6:記述2)、自治体における史料保存意識の変化(表6:記述3-5, 7)、法制度の不備や制約(表6:記述6, 23, 38)などが挙げられる。以上のことから「文化行政における民間所在史料保存の意義が極めて不明瞭であり、そのことが期待される支援の弊害となっている」という課題が明らかにされた(以後、課題③)。

さらに、1990年以降の特徴的な動向として、(a) 史料

ネットの活動、(b) 史料の状況確認を目的とした所在調査、(c) 史料情報の横断検索の実現、が確認できる。この動向に関する新たな課題も確認できる。(a) 史料ネットの活動、における文化行政の役割は未だ不明確であり(表6:記述2, 10)、そのような状態は、災害時における対応を遅らせる原因となりえる。災害は必ず起こるものとし、文化行政の災害時における史料の対応について事前に検討する必要があると考える。(b) 史料の状況確認を目的とした所在調査、もまた文化行政の役割が未だ不明確であること(表6:記述2)、所在調査における専門職員の人数不足(表6:記述17)や従来の方法では対応できない課題(表6:記述20)、作業の優先順位(表6:記述44)など、既存の業務との照らし合わせや再検討が求められている。(c) 史料情報の横断検索の実現、では記録史料記述に関して未解決な課題(表6:記述41)や、標準化されていない目録の処理方法(表6:記述37)等、新たな課題が確認されている。以上のことから「民間所在史料に関する新たな動向は文化行政における位置づけが曖昧であり、未検討の課題が多く存在する」という課題が明らかにされた(以後、課題④)。

以上が本研究の調査結果より明らかにされた、文化行政による民間所在史料の保存の支援に関する課題である。

5. おわりに

本研究により、文化行政による民間所在史料保存の支援に関する1990年以降の研究動向と4つの課題が明らかにされた。また、史料の所在調査の結果(表3)からも明らかであるように、時間の経過と共に民間所在史料が失われている。以上のことから、各課題に対して早急に取り組む必要がある。明らかにされた課題より、2つの研究の方向性が考えられる。

一つは、所蔵者と民間所在史料の危機状態に関する研究である。考察より得られた課題①、課題②より、「所蔵者」の決定や判断が民間所在史料のその後に対して影響を与えること、文化行政は所蔵者の理解や許諾なしに民間所在史料にたどり着くこともできないことがわかる。また、災害直後の調査によって明らかにされた史料の処分理由や、所在不明史料の追跡調査における協力を得られない原因などから、史料の危機状態に関する報告が蓄積されつつある。これらの報告をもとに、所蔵者と民間所在史料の危機状態に関する研究を行うことで、史料の危機状態となる所蔵者の傾向やその原因について明らかにできるのではないかと考える。

もう一つは、文化行政や自治体の役割に関する研究で

表 6 問題点を指摘している記述一覧

工程	抽出された記述
民間所在史料の発見	<p>史料の所蔵者の探索には、所蔵者の協力が必要である(記述 1)</p> <p>各自治体において地域史料を主管する部署が明確化されていない(記述 2)</p> <p>地域史料の所在等の体系的調査事業は一部の県でしか行われていない(記述 3)</p> <p>自治体内で行政文書以外の記録史料を管轄する部署が起りにくい(記述 4)</p> <p>文化財保護担当課が古文書等の保護事業を担当業務と認識しなくなりつつある(記述 5)</p> <p>個人所蔵史料の保存事業を文化行政機関が行うことに対して、法的不備がある(記述 6)</p> <p>収集対象とならない地域資料関連業務を相互に他組織の業務と位置づける傾向がある(記述 7)</p> <p>盗難、災害などによって史料は失われる(記述 8)</p> <p>所蔵者は、歴史を自身と関係ないところがあると認識した場合に史料を処分する(記述 9)</p> <p>地域資料の保存・活用に関する文化行政機関の役割が不明確である(記述 10)</p>
民間所在史料の所在確認	<p>史料の所在確認には、所蔵者の協力が必要である(記述 11)</p> <p>災害時に備え、自治体に対して所管内の史料の所在情報の掌握が求められている(記述 12)</p> <p>史料の所在情報に対して、精度と鮮度、及び早急な実態の把握が求められている(記述 13)</p> <p>平成の大合併で予測される史料散逸を未然に防止する対策が求められる(記述 14)</p> <p>文化行政への負担から史料の所在確認は持続的な調査を行いにくい(記述 15)</p> <p>文化行政への負担から史料の所在確認は質の高い調査を行いにくい(記述 16)</p> <p>調査員として想定される専門職員は少なく、既に通常業務で多忙である(記述 17)</p> <p>県と市町村との協調関係の維持に関する検討が不十分である(記述 18)</p> <p>文化行政機関間の連携についても検討する必要がある(記述 19)</p> <p>従来の悉皆調査や史料所在調査では対応できない史料の伝来方法がある(記述 20)</p> <p>所蔵者は文化行政に対する後ろめたさから協力をしない可能性がある(記述 21)</p> <p>所蔵者は文化行政に対する不信感があると協力をしない可能性がある(記述 22)</p> <p>古書市場等の業者は個人情報保護により調査に協力できない場合がある(記述 23)</p> <p>史料群構造の崩れに配慮しない研究者の調査手法がある(記述 24)</p> <p>史料は売却されると、単体化によって史料群構造が崩れる可能性がある(記述 25)</p>
民間所在史料の所蔵者への助言	<p>維持保存の作業がなされないと史料が失われる(記述 26)</p> <p>維持保存の作業を行うか否か所蔵者の判断による(記述 27)</p> <p>所蔵者が代替わりを行うかどうかは所蔵者の判断による(記述 28)</p> <p>現地における資料保存管理体制の整備が求められている(記述 29)</p> <p>所蔵者からの相談窓口として文化行政がなりえていない可能性がある(記述 30)</p> <p>次世代所蔵者の史料に関する正しい知識の学び方についての検討が求められている(記述 31)</p>
民間所在史料の受入	<p>文化行政機関への史料の受け入れには所蔵者の依頼が必要である(記述 32)</p> <p>各文化行政機関の関係や役割分掌が明確ではなく、史料を受け入れる機関が明言されていない(記述 33)</p> <p>都道府県レベル文化行政機関間の意思疎通すらも不十分な場合がある(記述 34)</p>
民間所在史料の整理	<p>史料の整理を行うには専門的な人材が必要である(記述 35)</p> <p>史料の整理を所蔵者の自宅などで行う場合、所蔵者に負担をかける(記述 36)</p> <p>過去に作成された目録には記録史料記述の国際標準でないものが含まれている(記述 37)</p> <p>史料の整理には、プライバシー情報への配慮が必要である(記述 38)</p> <p>横断検索の実現には記述言語の統一の検討が不十分である(記述 39)</p> <p>横断検索の実現には、より専門的な人材の教育にコストがかかる(記述 40)</p> <p>日本語処理・日本のアーカイブズ特有の記述の処理に関する未解決の課題が存在する(記述 41)</p>
民間所在史料の利用者への備え	<p>民間所在史料の利用、閲覧には所蔵者の許諾が必要である(記述 42)</p> <p>民間所在史料の代替化、電子化には所蔵者の許諾が必要である(記述 43)</p> <p>代替化・電子化と目録作成との優先順位についての十分な検討がなされていない(記述 44)</p>

括弧内の数字は第 3 章の調査結果に記載された順序を表す数字である。

ある。考察より得られた課題③、課題④より、文化行政や自治体における民間所在史料保存の意義や位置づけが不明瞭であることが、具体的な課題解決の弊害となっていることがわかる。文化行政による民間所在史料保存の支援は、文化行政、各文化行政機関に関する法律や条令を根拠として行われることが多く、それに対する法整備の不備も問題点を指摘した記述に含まれている(表6:記述6)。しかし、本研究の課題④に見られる「新たな動向」のように、法整備が整わないにも拘わらず、個々の活動事例が文化行政に影響を与える場合がある。そこで、民間所在史料保存の支援状況から、文化行政や自治体の役割を調査し、その現状を正しく把握する必要があると考える。調査に伴い「新たな動向」が得られた場合は、それらの研究報告を行うことで、文化行政や自治体の役割に対して影響を与えていくことができると考える。

今後、上記に挙げた研究の方向性をふまえて、文化行政による民間所在史料の保存に対する支援について引き続き検討を重ねたい。

謝辞

本研究は、筑波大学大学院図書館情報メディア研究科における博士後期課程の研究の一環として、緑川信之先生(指導教員)、綿拔豊昭先生(副指導教員)、谷口祥一先生(副指導教員)の指導の下で行われたものである。辻慶太先生には研究方針において大変貴重なご助言をいただきました。また国文学研究資料館で行われた2007年長期アーカイブズ・カレッジに参加したことで、史料の保存、管理に関わる基本的な知識を網羅的に学ぶことができました。この機会を与えていただいた国文学研究資料館の諸先生方にもあわせてお礼申し上げます。

注

- 1) 大友一雄. 地域文書館設立のために: 史料保存運動と地方史研究の動向を踏まえて. 神奈川地域史研究. no.8, 1989, p.21-31.
- 2) 小松芳郎. 市史編纂から文書館へ. 東京, 岩田書院. 2000, 131p.
- 3) 森本祥子. 普遍的アーカイブズ像の模索: 自治体に所属しない者の視点から. 地方史研究. vol.55, no.2, 2005, p.19-25.
- 4) 安田晃子. 大分県立先哲史料館における史料保存の現状と課題. 史料館研究. vol.1, 1996, p.45-51.
- 5) 丑木幸男. “史料館の史料収集活動と収蔵史料”. 史

料館収蔵史料総覧. 国文学研究資料館史料館編. 名著出版, 1996, p.3-6.

- 6) 1990年以降の研究動向を明らかにすることを研究目的としているため、学術雑誌、文化行政機関が発行する紀要等を網羅的に収録しているデータベースを選択した。
- 7) 国文学研究資料館編. アーカイブズの科学. 柏書房, 2003, 2冊.
- 8) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会関東部会編. 文書館学文献目録. 岩田書院. 1995, 457p.
- 9) 地方史研究協議会編. 歴史資料保存機関総覧. 山川出版, 1990, 2冊.
- 10) 新井浩文. 文書館における民間所在資料(古文書)の取り扱いをめぐって: 小特集公文書館専門職員養成課程修了研究論文. 文書館紀要. 2002, no.15, p.39-54.
- 11) “古文書”. 図書館情報学用語辞典. 第3版, 丸善, 2007, p.79.
- 12) “古文書”. 文書館用語集. 大阪大学出版会, 1997, p.44.
- 13) 佐藤進一. “古文書と古文書学”. 古文書学入門. 新版, 法政大学出版局, 2008, p.1.
- 14) 佐藤隆. 秋田県公文書館における地域史料の調査と収集. 秋田県公文書館研究紀要. 2000, vol.6, p.23-42.
- 15) 茨城県立歴史館史料部. 平成19年度霞ヶ浦沿岸共同史料調査概要. 茨城県立歴史館報. 2008, vol.35, p.121-128.
- 16) 茨城県立歴史館史料部. 平成18年度霞ヶ浦沿岸共同史料調査概要. 茨城県立歴史館報. 2007, vol.34, p.115-119.
- 17) 茨城県立歴史館史料部. 平成17年度霞ヶ浦沿岸共同史料調査概要. 茨城県立歴史館報. 2006, vol.33, p.82-86.
- 18) 茨城県立歴史館史料部. 平成16年度霞ヶ浦沿岸共同史料調査概要. 茨城県立歴史館報. 2005, vol.32, p.88-89.
- 19) 茨城県立歴史館史料部. 平成15年度霞ヶ浦沿岸共同史料調査概要. 茨城県立歴史館報. 2004, vol.31, p.111-112.
- 20) 茨城県立歴史館史料部. 平成14年度霞ヶ浦沿岸共同史料調査概要. 茨城県立歴史館報. 2003, vol.30, p.71-72.
- 21) 茨城県立歴史館史料部. 平成13年度霞ヶ浦沿岸共同史料調査概要. 茨城県立歴史館報. 2002, vol.29,

- p.87-88.
- 22) 茨城県立歴史館史料部. 霞ヶ浦沿岸共同史料調査概要. 茨城県立歴史館報. vol.28, 2001, p.136-139.
 - 23) 藤隆宏. 民間所在資料保存状況調査の中間報告. 和歌山県立文書館紀要. 2003, vol.8, p.103-117.
 - 24) 村上博秋. 大分県記録史料調査Ⅱ期事業の葛藤. 史料館研究. vol.9, 2004, p.46-55.
 - 25) 村上博秋. 大分県記録史料調査事業. 日本歴史. vol.692, 2006, p.141-143.
 - 26) 藤隆宏. 民間所在資料保存状況調査結果報告. 和歌山県立文書館紀要. 2007, vol.12, p.190-167.
 - 27) 平井義人. “地域の過疎化と資料保存：大分県の事例”. 歴史資料の保存と地方史研究. 岩田書院, 2009, p.103-116.
 - 28) 伊藤然. 災害に備える史料保存-史料の防災と救済. 地方史研究. 1996, vol.46, no.3, p.24-30.
 - 29) 大国正美. 被災史料の救出と戦後史料保存運動の再検討：歴史資料保全情報ネットワークの活動を通して. 歴史科学. no.146, 1996, p.1-11.
 - 30) 寺田匡宏. 被災地の歴史意識と震災体験. 歴史科学. no.146, 1996, p.12-23.
 - 31) 佐賀朝. 被災史料救出活動の成立・展開とその条件. 歴史科学. no.150, 1997, p.3-13.
 - 32) 小林准士. 時評 鳥取県西部地震と山陰史料ネットの活動. 日本史研究. 2001, vol.463, p.128-131.
 - 33) 寺内浩. 愛媛資料ネットの活動と今後の課題. 歴史評論. 2003, vol.633, p.68-72.
 - 34) 小林准士. 山陰史料ネットの活動について. 歴史評論. 2003, vol.633, p.65-68.
 - 35) 佐賀朝. 被災史料救出活動の新展開：歴史資料ネットワークの改組と各地でのとりくみ. 歴史評論. 2003, vol.633, p.43-58.
 - 36) 芝村篤樹. 地域資料の保存と現代歴史学の課題. 歴史科学. no.177, 2004, p.1-10.
 - 37) 寺内浩. 愛媛資料ネットの活動：災害と資料保存. 歴史評論. 2005, vol.666, p.58-65.
 - 38) 奥村弘. 大規模自然災害と地域歴史遺産保全：歴史資料ネットワーク10年の歩みから. 歴史評論. 2005, vol.666, p.2-22.
 - 39) 矢田俊文. 新潟歴史資料救済ネットワークの活動. 歴史評論. 2005, vol.666, p.23-32.
 - 40) 平井義人. 阪神・淡路大震災の教訓は活かされたのか：文化財保護法を柱にした「地域史料」調査の実践. 地方史研究. 2005, vol.55, no.2, p.26-36.
 - 41) 澤博勝, 多仁照廣, 長野栄俊. 福井史料ネットワークの設立と活動：災害と資料保存. 歴史評論. 2005, vol.666, p.46-57.
 - 42) 平川新. 災害から歴史資料を守るために：宮城資料ネットの活動をとおして. 歴史科学. no.179-180, 2005, p.78-87.
 - 43) 佐賀朝. 地域資料保存・活用ネットワークの構築のための第一歩：大阪の特徴を活かして. 歴史科学. No.183, 2006, p.27-32.
 - 44) 加藤宏文. 地域資料の保存と活用を考える：第2回シンポジウムにおける議論の記録と考察. 歴史科学. no.183, 2006, p.47-52.
 - 45) 本田雄二. 新潟県中越地震から一年：史料保存の取り組みに接して. 地方史研究. vol.56, no.4, 2006, p.85-87.
 - 46) 佐藤大介. 動向 史料保存問題 「二度目の震災」から一年：岩手・宮城内陸地震での歴史資料保全活動の成果と課題. 地方史研究. vol.59, no.4, 2009, p.63-66.
 - 47) 松下正和. “災害と歴史資料保全”. 歴史資料の保存と地方史研究. 岩田書院, 2009, p.77-90.
 - 48) 高橋実. 史料保存環境論ノート. 茨城県立歴史館報. 1992, vol.19, p.68-98.
 - 49) 長佐古美奈子. 史料所在調査の意義と構造：二次的史料所在調査について. 学習院大学史料館紀要. no.7, 1993, p.87-107.
 - 50) 山田哲好. 史料保存をめぐる現状と課題. 双文. 1995, vol.12, p.1-20.
 - 51) 重田正夫. 地域社会と文書館：「古文書」の保存と活用をめぐる. 史料館研究. vol.4, 1999, p.70-71.
 - 52) 飯沼賢司. 地域における史料保存の軌跡と課題：大分県を中心として. 史料館研究. vol.3, 1999, p.74-76.
 - 53) 平井義人, 三重野誠. 記録史料調査事業の成果と課題. 史料館研究. vol.7, 2002, p.8-26.
 - 54) 福島紀子. 長野県における史料所在調査の成果と課題. 信濃. 2003, vol.55, no.8, p.45-58.
 - 55) 村田路人. 「シンポジウム 地域資料の保存と活用を考える」の記録（シンポジウム 地域資料の保存と活用を考える）. ヒストリア. 2004, vol.190, p.130-132.
 - 56) 平川新. 災害「後」の資料保全から災害「前」の防災対策へ：災害と資料保存. 歴史評論. 2005, vol.666, p.33-45.
 - 57) 鎌田和栄. 「公文書館」施設と、「古文書」「民間所在資料」のより良い保存・公開に関する一考察. 京

- 都大学大学文書館研究紀要. 2006, vol.4, p.1-24.
- 58) 小川千代子. 日本のアーカイブをめぐる現状と地域資料保存の課題: 関西の取り組みに期待すること. 歴史科学. no.183, 2006, p.33-46.
- 59) 高橋実. 地域アーカイブズの役割を考える: 公文書館法の意義および今後の展望について. 地方史研究. vol.58, no.3, 2008, p.45-48.
- 60) 安藤正人. 「シンポジウム 地域資料の保存と活用を考える」拡大研究会報告 地域資料の活用拡大のための課題について: "草の根文書館" 論再論. 歴史科学. no.187, 2007, p.20-31.
- 61) 平田豊弘. "平成の市町村合併と資料保存: 熊本県天草市の事例". 歴史資料の保存と地方史研究. 岩田書院, 2009, p.63-76.
- 62) 平井義人. アンケートに見る地域史料調査事業の全国的趨勢と問題点. 史料館研究. vol.6, 2001, p.32-45.
- 63) 鈴江英一. 歴史史料情報の共同集約と共有化に向けてのシステム構築に関する研究. 平成 11-13 年度科学研究費補助金基盤研究 B (2) 研究成果報告書, 2002, p.176. http://base1.nijl.ac.jp/~siryoun/cgi-bin/sindbad/sindbad_top.cgi, (入手 2009-06-01). 本データベースは試験公開中である。
- 64) 大友一雄. アーカイブズ情報の集約と公開に関する研究. 平成 15-17 年度科学研究費補助金基盤研究 B (2) 研究成果報告書, 2006, p.585. <http://base1.nijl.ac.jp/~isad/>, (入手 2009-06-01).
- 65) 長谷川伸. 現場レベルで考える MLA 連携の課題. ネットワーク資料保存. 2008, vol.88, p.5-6.
- 66) 国立国会図書館関西館図書館協力課編. 地域資料に関する調査研究. 国立国会図書館関西館図書館協力課, 2008, 201p. (図書館調査研究レポート no.9).
- 67) 図書館情報学の資料組織化(68), アーカイブズ学の記録管理(69)を参考にした。
- 68) 小林真理. "資料組織化". 図書館情報学ハンドブック. 第2版, 丸善, 1999, p.753-756.
- 69) 高山正也. "記録管理". 図書館情報学ハンドブック. 第2版, 丸善, 1999, p.37-39.
- 70) 工程の分け方を検討するにあたり, 『文書館学文献目録』⁸⁾の目次も参考にしている。
- 71) 児玉幸多. "第一調査の方法". 古文書調査ハンドブック. 吉川弘文館, 1983, p.8-48.
- 72) 高橋実. "アーカイブズ調査論". アーカイブズ・カレッジ講義資料. 2007, p.2. その中から, 地域史料調査の事前調査に関する作業を抽出した。
- 73) 高橋実. "第5章 地域史料調査論". アーカイブズの科学. 柏書房, 2003, p.162-180.
- 74) 徳永和夫. 佐渡地区史料所在調査の概要(上). 新潟県立文書館研究紀要. 1999, no.6, p.21-33.
- 75) 大友一雄. "第1章 アーカイブズを理解する". アーカイブズの科学. 柏書房, 2003, p.2-16.
- 76) 高橋実. "アーカイブズ調査論". アーカイブズ・カレッジ講義資料. 2007, p.3. 図表3より転載した。
- 77) 清水宏一, 治田嘉明. デジタルアーカイブの現状と美術品・資料の電子化: 資料のデジタル画像化と保存. 情報の科学と技術. 2003, vol.53, no.7, p.337-342.
- 78) 青山英幸. "第1章 アーカイブズ編成・情報化論の現在". アーカイブズの科学. 柏書房, 2003, p.181-198.
- 79) 安藤正人. 記録史料学と現代. 吉川弘文館, 1998, 352p.
- 80) 国立公文書館. "国立公文書館 デジタルアーカイブ・システム/横断検索". 国立公文書館. <http://zgw.digital.archives.go.jp/GlobalFinder/htdocs/index.html>, (入手 2009-06-01)
- 81) 安澤秀一. エンコードド アーカイヴァル デスクリプション EAD: SGML/XML の応用形として. 情報処理学会研究報告人文科学とコンピュータ研究会報告. no.67, 2001, p.17-24.
- 82) 五島敏芳. 日本の記録史料記述 EAD/XML 化と記録史料管理: 記録史料管理過程における EAD 利用の位置をめぐって. 情報知識学会誌. 2003, vol.12, no.4, p.3-21.
- 83) 五島敏芳. 日本のアーカイブズ管理における EAD・EAC: XML による実践の可能性. 情報知識学会誌. 2004, vol.14, no.3, p.35-43.
- 84) 五島敏芳, 丸島和洋, 戸森麻衣子, 村越一哲, 岩熊史朗. アーカイブズの電子的検索手段の構築・表現. 記録と史料. 2005, no.15, p.25-40.
- 85) 五島敏芳. EAD による電子的検索手段のデータ記載形式: いくつかの EAD 最良実践ガイドラインから. 情報知識学会誌. 2005, vol.15, no.2, p.25-32.
- 86) 森本祥子. EAD を用いた資料記述システムの開発: 国立国語研究所の事例. アーカイブズ学研究. 2006, no.4, p.92-102.
- 87) 後藤真. 京都府行政資料のデジタル・アーカイブ化とその課題: EAD/XML の適用の可能性と歴史学. 都市文化研究. 2006, no.8, p.2-15.
- 88) 五島敏芳. EAD を実装したアジア歴史資料セン

- ター新情報システムによせて：EADの概要とアジ歴への期待。アーカイブズ。2007, no.27, p.57-59.
- 89) 松尾正幸, 南里昌芳. 地域資料 (小城鍋島文庫等) を活用した中学校社会科[歴史的分野]の提案：「鳥原の乱」を教材化した授業を通して。佐賀大学文化教育学部研究論文集。2005, vol.10, no.2, p.21-41.
- 90) 西川智子. 滋賀だより (8) 子どもと郷土資料の掛け橋を担うということ。こどもの図書館。2005, vol.52, no.1, p.12.
- 91) 外池智. 高校歴史学習における地域素材の活用と学習活動との連関：秋田県下高等学校の実践報告を事例として「学習材」の観点から。秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要。2005, vol.27, p.1-12.
- 92) 小川護. 総合学習における地理教育の意味と郷土資料の活用。南島文化。2002, vol.24, p.63-78.
- 93) 古里淳. 博物館と学校教育の融合について：民俗資料の活用事例を中心として。民具マンスリー。2002, vol.35, no.6, p.8148-8152.
- 94) 逢坂俊男. 学校教育資料の整理・保存と利用：徳島県立脇町高等学校芳越歴史館資料の展示と目録作成から。徳島県文書館研究紀要。2001, p.15-43.
- 95) 菊地達夫. 授業実践報告 地理教育における郷土資料の活用意義と実践。新地理。2000, vol.48, no.2, p.49-57.
- 96) 落合知子. 博物館資料における教育的活用の歴史的研究。国学院大学博物館学紀要。2000, vol.25, p.53-102.
- 97) 博物館資料活用研究会. 学校教育における博物館資料の有効な活用について—学社連携の視点から。浜松市博物館報。1998, p.17-62.
- 98) 大西智文. 転換期の教材探検—地理学習における歴史民俗資料館の利用。地理。1985, vol.30, no.3, p.136-141.
- 99) 藤野敦. 学校教育における地域史学習の現状と課題。地方史研究。2002, vol.52, no.6, 2002, p.58-64.
- 100) 例会ニュース [日本史研究会] 2004年四月例会。京都における歴史資料の保存と活用。日本史研究。2005, vol.513, p.83-85.
- 101) 佐藤誠治. 解説 地域の活性化と歴史遺産の活用。月刊自治フォーラム。1999, p.10-15.
- 102) 菅根幸裕. 小湊誕生寺の「歴史資料」について：地域史と寺院資料。地方史研究。1994, vol.44, no.6, p.42-52.
- 103) 鈴木理生. 郷土資料と地域資料：図書館の個性・郷土資料。みんなの図書館。1990, p. 9-16.
- 104) 高橋哲夫. 地域づくり講座 (その31) 観光振興による地域づくり (2) 文化財・歴史的資源等の概要。地方議会人。2005, vol.36, no.7, p.48-51.
- 105) 自治省. 施策紹介 地域文化財・歴史的遺産活用による地域おこし対策。自治実務セミナー。1999, vol.38, no.5, p.43-45.
- 106) 長谷川順二. 前漢期黄河故河道の復元：衛星画像と文献資料の活用・濮陽を例に。学習院史学。2004, vol.42, p.197-211.
- 107) 崎浜靖. 地籍資料を利用した歴史空間の復原作業 (2) マラリア有病地の地理的性格。南島文化。2003, vol.25, p.47-72.
- 108) 崎浜靖. 地籍資料を利用した歴史空間の復原作業 (1) 宮古・東仲宗根添における土地整理法施行時の空間構成。南島文化。2000, vol.22, p.75-85.
- 109) 岩崎公弥. メソスケール地域の地誌的資料としての近世村絵図の利用。歴史地理学。1995, vol.37, no.1, p.39-54.
- 110) 小松原琢, 西山昭仁. 地球科学入門講座 歴史資料を活用した古地震・歴史地震の研究。地球科学。2006, vol.60, no.3, p.253-261.
- 111) 村上仁士. 歴史資料から近時災害への対応をさぐる：次の南海地震津波時の避難行動への活用。国づくりと研修。2004, vol.105, p.16-19.
- 112) 水野直樹. 歴史の清算 日韓歴史資料の共有化を：歴史認識における「和解」のために。世界。2005, vol.741, p.116-123.
- 113) 川村一之. 歴史認識の政治的利用—歴史事実の公的調査と記録管理をめぐって。戦争責任研究。2004, vol.46, p.8-12.
- 114) 北村稔. 南京事件—虚構の確認：「实事求是」で歴史を正視し資料を熟読玩味すれば、それこそ「正しい歴史認識」が得られる。諸君。2002, vol.34, p.136-145.
- 115) 李薫. 韓国所在の前近代韓日関係史料について：国史編纂委員会所蔵資料と活用を中心に〔タイトルはハンゲル語〕。東京大学史料編纂所研究紀要。2001, vol.11, p.28-45.
- 116) 羅愛子. 近代韓日関係史料とその活用について：国史編纂委員会所蔵および刊行資料を中心に。東京大学史料編纂所研究紀要。2001, vol.11, p.242-253.

(平成21年9月29日受付)

(平成21年12月21日採録)